



平成24年10月9日
株式会社 中国銀行

世界銀行グリーンボンドの販売について

当行では、世界銀行（国際復興開発銀行）の取組みに賛同し、IMF・世銀年次総会開催に合わせ、平成24年10月9日より金融商品仲介業務で世界銀行グリーンボンドの公募売り出しをおこないます。金融商品仲介業務による地方銀行での世界銀行グリーンボンドの公募売り出しは中四国初の取組みです。

- 1. 取扱開始日
平成24年10月9日（火）
- 2. 委託金融商品仲介業者
中銀証券株式会社
- 3. 販売形態
金融商品仲介口座による窓口での販売
- 4. 取扱店
金融商品仲介業務取扱店舗（平成24年10月9日現在151か店）
- 5. 取扱商品
世界銀行グリーンボンド
- 6. 商品内容

商品名	（外国債券）世界銀行グリーンボンド
発行通貨	オーストラリアドル
発行者	世界銀行（国際復興開発銀行：IBRD） www.seginsai.org
申込単位	1万オーストラリアドル以上、 1万オーストラリアドル単位
売出期間	平成24年10月9日（火）～平成24年10月18日（木）
満期償還日	平成29年10月24日（投資期間 5年）
利払日	年2回（毎年4月、10月の各24日および満期償還日）
利率	2.91%（オーストラリアドル建て・年率、税引前）

販売額に限りがありますので、売切れの際はご容赦ください。

7．世界銀行グリーンボンドとは

世界銀行が、地球温暖化の要因を取り除く事業や地球温暖化により引き起こされる諸問題に対処する事業など、地球温暖化問題に対処することを目的として、開発途上国で実施する事業の資金を調達するために発行される債券です。具体的には、代替エネルギーの導入、温室効果ガスの排出を軽減する新技術の開発、森林再生、河川流域管理、洪水対策などの事業を支援するために活用されます。世界銀行はこれまで総額30億米ドル相当を超える世界銀行グリーンボンドを発行しており、世界銀行グリーンボンドは社会貢献型債券の先駆者として同市場の拡大を主導しています。

8．国際通貨基金・世界銀行年次総会 2012 公式サイト

<http://www.imf.org/external/japanese/am/2012/index.htm>

以上

● 金融商品仲介業務取扱商品についての注意事項

- ・ 金融商品仲介業務の取扱商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。ただし、証券取引口座でお取引いただく有価証券は、中銀証券にて分別保管され、投資者保護基金の対象となります。
- ・ 金融商品仲介業務でおこなうお取引は、委託金融商品取引業者が執行するものであり、当行が執行するものではありません。
- ・ お客さまの属性および取引関係の情報は、業務遂行の目的以外には使用されないことを条件として、お客さまが口座開設される委託金融商品取引業者と当行が共有することになります。
- ・ 金融商品仲介業務の取扱商品においては、株式・債券・商品など（外貨建てを含みます）の価格の変動をとまなう金融商品に投資するため、各市場の変動により投資元本を割込むことがあります。
- ・ 金融商品仲介業務の取扱商品には、最大1.365%（消費税等を含みます）の株式売買委託手数料（最低手数料の設定があります）、最大1通貨単位あたり2円の外国為替手数料、また投資信託手数料として、最大3.675%（消費税等を含みます）のお申込み手数料、最大年率2.1%程度（消費税等を含みます）の運用管理費用（信託報酬）、基準価額の最大1.0%の信託財産留保額、その他の費用（信託事務処理費用など）がかかります。

● 債券についての注意事項

- ・ 本債券は、価格変動リスク・為替変動リスク等のリスクがあり、元本が保証されるものではありません。

価格変動リスク：本債券の価格は、市場金利の変動や発行者の信用状況の変化等により上下します。したがって、満期償還前に売却する場合の価格は購入価格を下回ることがあり、また、これにより投資元本を割り込む可能性があります。

信用リスク：発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、利息の支払いが遅延または不払いとなることがあります。また、投資元本を割込むことや、償還前の売却が困難になることがあります。

為替変動リスク：本債券の元利金は外貨建てですので、円換算した場合の受取額は為替相場の変動の影響を受けます。またこれにより円換算した償還価額または売却価格は、円換算した投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク：本債券は、国内において活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比して流動性（換金性）が劣ります。本債券は、ご購入直後でも評価・算定価格が購入価格を大幅に下回る場合があります。

中途売却する場合は、ご購入直後から満期償還までの残存期間が長いほど多くの解約コストがかかることが予想され、実際の売却価格が発行コストで計算された評価・算定価格以下になり、投資元本を大幅に割込む場合があります。また、中途解約時には低い流動性（換金性）により売却価格の提示がすぐにできない場合や、売却ができなくなるおそれがあります。

商号 株式会社中国銀行

登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号

（加入協会）日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

商号 中銀証券株式会社

金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第6号

（加入協会）日本証券業協会

グリーンボンド

国際復興開発銀行(世界銀行) 2017年10月24日満期 豪ドル建債券

売出期間 2012年10月9日(火) ～ 2012年10月18日(木)

期 間 年 利率 (豪ドル建・税引前)

約**5**年 **2.91**%

売出要項

年 利 率 (税引前)	豪ドル建の表面利率 2.91%	発 行 者	国際復興開発銀行(世界銀行)
		格 付 * 1	Aaa(ムーディーズ)/AAA(S&P)
		発 行 日	2012年10月23日
		額面金額	1, 000豪ドル
申 込 単 位	1万豪ドル以上、1万豪ドル単位 ※販売額に限りがありますので、 売切れの際はご容赦ください。	営 業 日	東京、ロンドン、ニューヨークおよびシン dneyにおける銀行および外国為替市場の 営業日
売 出 価 格	額面金額の100%		
受 渡 期 日	2012年10月24日		
満 期 償 還 日	2017年10月24日	* 1 本格付は金融商品取引法第66条の27の規定に基づく信用格付業者 としての登録をしていない格付け業者が付与した格付けです。 * 2 利払日が営業日でない場合には、翌営業日となります。 * 3 初回金利計算期間は2012年10月23日(同日を含む)から 2013年4月24日(同日をのぞく)のため181日分の金額となります。	
利 払 日 * 2、3	年2回 / 毎年4月・10月の各24日		

お申込みにあたっては、契約締結前交付書面および販売説明書をご覧ください、取引の仕組みやリスク・手数料についてご確認ください。

契約締結前交付書面および販売説明書のご請求、ご購入申し込み等は取扱窓口までお問合せください

販売説明書のご請求・お申込みは・・・

金融商品仲介業務を行う登録金融機関



中国銀行

登 録 金 融 機 関 株式会社 中国銀行
登 録 番 号 中国財務局長(登金)第2号
加 入 す る 日本証券業協会
金 融 商 品 取 引 業 協 会 一般社団法人金融先物取引業協会

委託金融商品取引業者



中銀証券

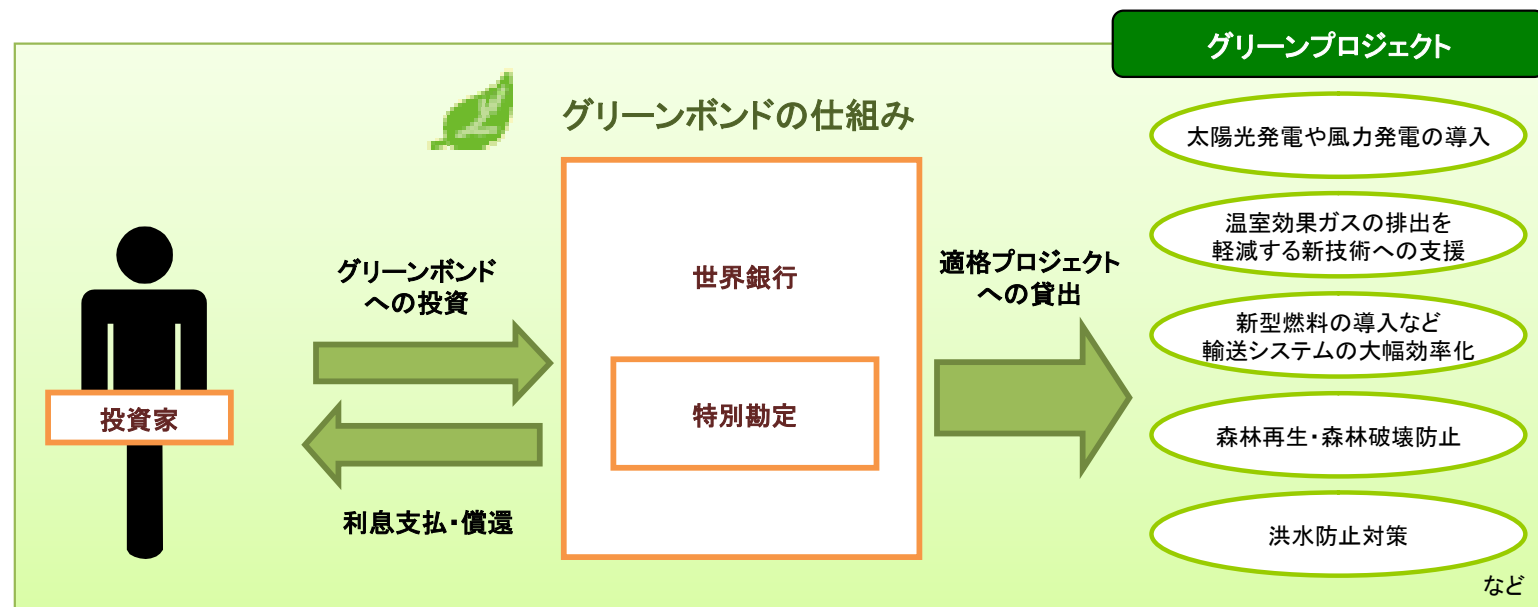
金 融 商 品 取 引 業 者 中銀証券 株式会社
登 録 番 号 中国財務局長(金商)第6号
加 入 す る 日本証券業協会
金 融 商 品 取 引 業 協 会

グリーンボンドとは

- 世界銀行が地球温暖化問題に対処するために開発途上国で実施する事業の資金を調達するために発行される債券です。
- 投資家の皆様に高い信用力を持つ世銀債への投資機会をご提供するとともに、地球温暖化問題への対処にご協力いただける機会をご提供するものです。
- 一般的な世銀債と全く同じ最上位の格付を付与されています。
- 地球温暖化問題が将来もたらす影響に対処するだけでなく、現在既に発生している問題（海面上昇等）に対処するプロジェクトの資金もグリーンボンドは支えています。

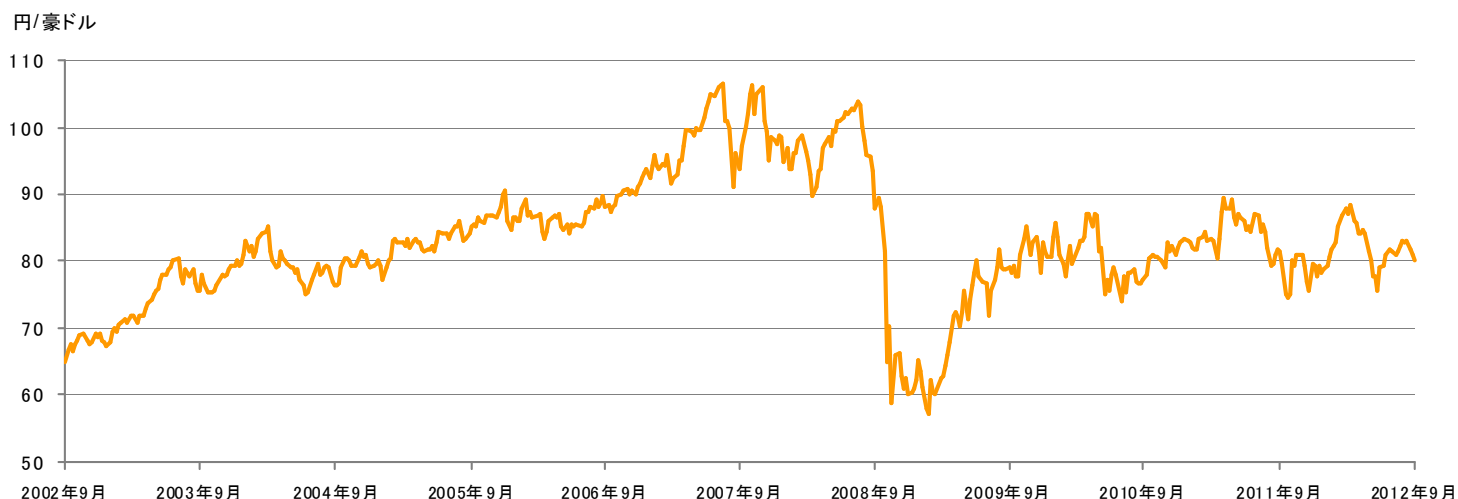
グリーンボンド投資による地球温暖化問題への貢献

- 世界銀行による適格プロジェクトの選定
グリーンボンドにより調達した資金を充当する事業（適格プロジェクト）は、あらかじめ定められた基準に基づいて世界銀行の環境専門家により選定されます。また、地球温暖化問題への取組みに関する事業は、独立した第三者の査定を経て選定されます。
- 資金使途の透明性
グリーンボンドによって調達された資金は、世界銀行の特別勘定に計上され、適格プロジェクトに貸出されます。
- 世界銀行による発行
グリーンボンドの元利金は、世界銀行の信用力のみに基づいて支払われるものであり、特定の事業の信用力や結果に直接の影響を受けるものではありません。



本債券の元利金は、世界銀行の信用力のみに基づいて支払われるものであり、プロジェクトへの投融資の結果に直接の影響を受けるものではありません。

〔ご参考〕豪ドル/円為替相場の推移



上記の為替レート推移は過去のデータです。将来の投資結果および市場環境等を保証もしくは予想するものではありません。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されており、これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨および登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。以下は、同法に基づいた無登録格付業者に関する説明です。

1. 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成および公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

2. 無登録の格付業者について

スタンダード&プアーズ		ムーディーズ
格付会社グループの呼称について	スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「S&P」と称します。	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」と称します。)
同グループ内で登録を受けている信用格付業者の名称および登録番号	同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)	同グループの下記日本法人は当該登録を受けております。ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)
信用格付を付与するために用いる方針および方法の概要に関する情報の入手方法について	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.co.jp)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered)に掲載されております。	ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(http://www.moody.co.jp))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。
信用格付の前提、意義および限界について	S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。 S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。	ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。 ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスクおよびデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性およびその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付もしくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。 ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性および有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成23年10月11日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

本債券の主なリスクおよびご留意事項

本債券の主なリスク

本債券は、価格変動リスク・為替変動リスク等のリスクがあり、元本が保証されるものではありません。

- 価格変動リスク: 本債券の価格は、市場金利の変動や発行者の信用状況の変化等により上下します。したがって、満期償還前に売却する場合の価格は購入価格を下回ることがあり、また、これにより投資元本を割込む可能性があります。
- 信用リスク: 発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、利息の支払いが遅延または不払いとなることがあります。また、投資元本を割込むことや、償還前の売却が困難になることがあります。
- 為替変動リスク: 本債券の元利金は外貨建てですので、円換算した場合の受取額は為替相場の変動の影響を受けます。また、これにより円換算した償還価額または売却価額は、円換算した投資元本を割込むことがあります。
- 流動性リスク: 本債券は、国内において活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比して流動性(換金性)が劣ります。本債券は、ご購入直後でも評価・算定価格が購入価格を大幅に下回る場合があります。中途売却する場合は、ご購入直後から満期償還までの残存期間が長いほど多くの解約コストがかかることが予想され、実際の売却価格が発行コストで計算された評価・算定価格以下になり、投資元本を大幅に割込む場合があります。また、中途売却時には低い流動性(換金性)により、売却価格の提示がすぐにできない場合や、売却ができなくなるおそれがあります。

ご投資にあたってのご留意事項

- お申込みの際は、必ず金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする「契約締結前交付書面」に基づき説明を受けたうえでお申込みください。
- 外貨建債券の場合、払込金・利金・償還金とも外貨建となります。利金・償還金のお受取は、変更のお申出がない限り、あらかじめ指定した円貨または外貨受取りとなります。なお、あらかじめ外貨受取りを指定しない場合は円貨受取りとなります。変更の場合は事前にご連絡ください。
- 本債券は売出となりますので、売出期間中のお申込み価格は一定となります。
- 国内での利息、償還金のお支払いは各利払日、償還日の翌営業日以降となります。
- 中途売却の国内受渡日は通常、約定日から起算して4営業日目(約定日を含む)以降となります。
- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定によるクーリング・オフの適用はありません。
- お客さまが中銀証券にて購入された債券は中銀証券指定の海外保管振替機関において保管されます。
- お申込み代金に関しましては売出期間中にご入金いただきますようお願いいたします。
- 当資料の内容は、対象となる本債券の情報をお知らせするものです。本債券および発行者の詳細は販売説明書等に記載されております。お申込みにあたっては契約締結前交付書面および販売説明書をお渡ししますので、必ず十分ご確認のうえ、ご投資の最終決定はお客さまご自身でなされるようお願いいたします。
- 当社において販売いたしました外国債券の価格情報および格付の状況等につきましては、当社にお問合せください。
- 販売額に限りがありますので、売切れの際はご容赦ください。

個人のお客さまの場合の税金

- 平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。
 - 経過利息: 中途売却の際の経過利息は、非課税扱いとなります。
 - 償還差損益: 償還差益は雑所得として総合課税の対象となりますが、償還差損は課税所得の計算上考慮されません。
 - 中途売却益: 中途売却益は非課税扱いとなります。
- ただし、将来において税制改正が行われた場合は、それに従います。

手数料など諸費用について

- 本債券をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただくことになります。
- 本債券の買付にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて中銀証券が決定する外国為替手数料を加味した為替レートによるものとします。本債券の売却にあたり、円貨と外貨を交換する際には、約定日に外国為替市場の動向をふまえて中銀証券が決定する外国為替手数料を控除した為替レートを適用するものとします。

金融商品仲介についてのご留意事項

- 金融商品仲介とは、中銀証券の委託を受けた登録金融機関が、お取引の媒介を取扱うものです。
- 本債券は預金ではなく、登録金融機関が元本を保証するものではありません。また預金保険制度の支払対象ではありませんが、中銀証券に保護預り頂きますので、投資者保護基金による保証対象となります。
- お申込みに際しては、あらかじめ金融商品仲介口座(中銀証券の証券取引口座)および外国証券取引口座の開設が必要です。開設には数日かかりますので、お早めにお手続きくださいますようお願いいたします。また、ご購入いただいた本債券は中銀証券でのお預りとなります。
- 金融商品仲介において適用される為替レートと登録金融機関のそのほかのお取引において適用される為替レートは異なる場合があります。
- 本債券のお取引の有無が登録金融機関におけるお客さまに関するほかのお取引に影響を与えることはありません。
- 本債券は中銀証券での保護預りとなるため、登録金融機関における融資などの担保とすることはできません。
- 本債券の買付代金について、借入を前提としたお申込みはお受けできません。
- 個人のお客さまの場合、原則として20歳以上のご本人さまによるお取引とさせていただきます。
- 本債券への投資はお客さま自らの責任と判断により行っていただく必要があります。必要な場合には、法務、税務、会計 などの専門家の助言を得たうえで投資を行ってください。また、お取引による損益はお客さまに帰属するものであることを ご理解いただいたうえで本債券に対する投資を行ってください。

このリーフレットは商品概要をご案内するもので、金融商品取引法上の開示書類ではありません。

世界銀行グリーンボンド 《ご参考資料》

金融商品仲介業務を行う登録金融機関



中国銀行

登録金融機関	株式会社 中国銀行
登録番号	中国財務局長(登金)第2号
加入する 金融商品取引業協会	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

委託金融商品取引業者



中銀証券

金融商品取引業者	中銀証券 株式会社
登録番号	中国財務局長(金商)第6号
加入する 金融商品取引業協会	日本証券業協会

地球温暖化問題とは



© Curt Carnemark / The World Bank

- 地球温暖化問題は地球上の全ての人々に影響をおよぼす。中でも、最も影響を受けるのは、開発途上国である。
- 気温上昇、降水パターンの変化、海面上昇や、より頻繁な気象災害を引き起こす気候変動の影響は、農業・食料・水供給に対するリスクを拡大させる。
- 地球温暖化問題は単なる環境問題だけにとどまらない。近年の貧困・飢餓、疾病の増加など、開発途上国の何百万人もの人々の暮らしや命にまでその影響がおよぶ。
- 地球温暖化問題は世界銀行の使命である貧困削減に直接的に影響を与える。さらには、国連のミレニアム開発目標（MDGs）一貧困や飢餓の削減、子どもの死亡率の低下、マラリア等の疾病の蔓延防止、環境保護など一の達成を困難にする。

世界銀行の役割

- 世界銀行（国際復興開発銀行）は、1944年に設立が合意された国際開発金融機関で、188の加盟国が出資し運営している（2012年9月現在）。
- 世界銀行では、加盟国への貸出・保証に加え、リスク管理サービスおよび分析・助言サービスも提供し、加盟国の公平で持続可能な経済成長と環境保全を両立しつつ、世界の貧困を削減することを目指している。
- 世界銀行の最終的な目標は、貧困を撲滅し世界中の人々の生活水準を改善することである。
- 世界銀行は、開発途上国の国ごとのニーズに対応しながら、開発途上国を支援し、グローバルな問題の解決に貢献をしている。さらに世界銀行は、加盟各国とのパートナーシップの強化を進めている。



© Scott Wallace / The World Bank

世界銀行のグリーンボンドとは

● グリーンボンドとは、世界銀行が地球温暖化問題に対処するために開発途上国で実施する事業の資金を調達するために発行される債券である。

● 2008年10月、世界銀行は開発と地球温暖化問題に関する分野における活動を促進することを目的とした戦略的枠組みを立ち上げた。世界銀行グリーンボンドは、地球温暖化問題に対する世界銀行の革新的な取り組みのひとつである。

● 最初の世界銀行グリーンボンドは、2008年11月にスウェーデンの金融機関であるスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン(SEB)との協働により起債された。

この商品は、地球温暖化問題に取り組むプロジェクトを支援する高格付の債券に対する投資家の需要に応えるために設計された。

世界銀行はここ数年間、新たな金融手法の開発を進め、地球温暖化問題に対する認知度を高めつつ、温暖化防止に関するさまざまなプロジェクトへの資金調達を行っている。

機関投資家および個人投資家向けの世銀債発行は、その中でも最も重要な取り組みのひとつである。



■ グリーンボンドの発行により調達された資金は、世界銀行の特別な勘定にプールされ、「グリーンプロジェクト」に活用される。

■ グリーンプロジェクトの選定にあたっては、世界銀行の環境専門家により適格なプロジェクトであるかが評価され、8つの段階を経て貸出が実行される。



■ 世界銀行はこれまで総額30億米ドル相当を超えるグリーンボンドを発行しており、グリーンボンドは社会貢献型債券の先駆者として同市場の拡大を主導している。

グリーンボンドが支援する事業

グリーンプロジェクト

グリーンボンドが支援するグリーンプロジェクトには、①地球温暖化を緩和するためのプロジェクトと、②温暖化により既に発生している問題に対処するプロジェクトの2つがあります。対象プロジェクトは、世界銀行の環境専門家が一定の基準に基づき選定します。

地球温暖化の要因を取り除く事業例

- 太陽光発電や風力発電の導入
- 温室効果ガス排出の大幅削減を可能とする新技術への支援
- 温室効果ガスの排出削減を目的とした、発電所および送電設備の改善
- 新型燃料の導入や、輸送方法の転換など、輸送システムの大幅効率化
- メタンガス排出削減を実現する廃棄物の効率的処理や、エネルギー効率の高い建物の建設
- 森林再生および森林破壊の防止



© Curt Carnemark / The World Bank



地球温暖化により引き起こされている諸問題への対処事業例

- 洪水防止対策（森林再生や流域管理を含む）
- 食糧安全保障の向上および環境ストレス耐性のある農業システムの導入（森林破壊の減退につながるもの）
- 持続可能な森林管理および森林破壊の防止

これまでのグリーンプロジェクト例

-  **コロンビア**：エネルギー効率の高い輸送システムを導入するプロジェクト（次頁以下参照）
-  **ドミニカ共和国**：非常事態からの復旧と災害管理に関するプロジェクト（次頁以下参照）
-  **トルコ**：民間セクターにおける再生可能エネルギーとエネルギー効率化プロジェクト（次頁以下参照）
-  **モンテネグロ**：省電力システムや太陽熱を活用した新技術を公共施設に導入するプロジェクト
-  **中国**：強い温室効果のあるメタンガスの分解やバイオガス技術で、農業の廃棄物を活用した発電プロジェクト
-  **メキシコ**：森林再生や森林保護、土壌整備等を一体化し、再生可能エネルギーを普及させ省エネルギーを実現するプロジェクト

プロジェクト具体例



Case I : コロンビア エネルギー効率の高い輸送システムの導入

【融資額:3億米ドル】



© The World Bank
ボゴタ市の「トランスミレニオ」。老朽化したバスから生じる温暖化ガスの排出量が大幅に削減された。



© The World Bank

コロンビアの人口の約75%は都市部に居住しており、その住民の大部分が公共交通機関を利用している。しかし、公共交通機関は、深刻な交通渋滞、発生率の高い事故や犯罪、身体に有害な空気、コロンビアの炭素排出量の62%を占める汚染物質の排出など、多くの都市問題の原因となっている。

1998年、コロンビア政府はボゴタ市で、「トランスミレニオ」と呼ばれる高速バスシステムを開発し、輸送システムの近代化を開始した。トランスミレニオは、効率的で安全かつ交通渋滞を緩和する交通システムとして、国際的に認知されるモデルとなった。

コロンビア政府と世界銀行は、輸送効率を改善し、燃料を抑えて汚染物質の排出をより減らすことを目指して、引き続き協力している。旧式の設備を破棄し、近代化された燃費のよい新型バスを導入することで、燃料の消費量も減らすことができた。コロンビア政府は、地球温暖化の緩和に役立つ新しい輸送システムとして期待しており、都市交通システムに対する更なる改善によって、コロンビア全体の温暖化ガス排出量の削減にどの程度進むのかを分析している。



Case II : ドミニカ共和国 災害からの復旧と管理

【融資額:8,000万米ドル】

ドミニカ共和国では2007年、2度の大きな暴風雨に見舞われ、何千もの家や作物に被害が出ただけでなく、道路や橋、電気ネットワークおよび灌漑設備などの国家インフラも破壊された。

世界銀行からの融資を受けて、政府は電気や灌漑、および水道設備を再建した。さらに、今後非常事態が起こった場合の被害を緩和するために、水や電気などの資源について、政府系機関の管理能力を強化している。



© Jose Francisco Irias / The World Bank



Case III : トルコ 再生可能エネルギーとエネルギー効率化

【融資額:5億米ドル】

トルコのエネルギー源の大部分は化石燃料である。電力需要の増加に伴い、高いコストと温暖化ガスの更なる排出という問題に直面している。政府だけでなく、民間企業も再生可能なエネルギー・プロジェクトに取り組みはじめているが、資金面での制約によって、バイオマス、地熱、太陽光などのエネルギー源の活用は進んでいない。

世界銀行からの融資によって、民間電力市場が主導する形で、様々な再生可能エネルギー源からのエネルギー増産が期待されている。また、エネルギーを大量消費する鉄鋼などの産業では、エネルギー効率化のための設備投資の増加が見込まれ、温暖化ガスの排出量の削減に役立つ。



© Simone D. McCourtie / The World Bank

グリーンボンドの将来性

グリーンボンドは、地球温暖化問題対策のための資金を政府からではなく民間投資家から調達することを実現した。

しかし、これまでにグリーンボンドにより調達された資金の額は、地球温暖化問題対策に必要とされている額のほんの一部にすぎない。

グリーンボンドは、機関投資家から個人投資家にわたる幅広い投資家層から、地球温暖化問題の対策資金を調達する試みの第一歩である。

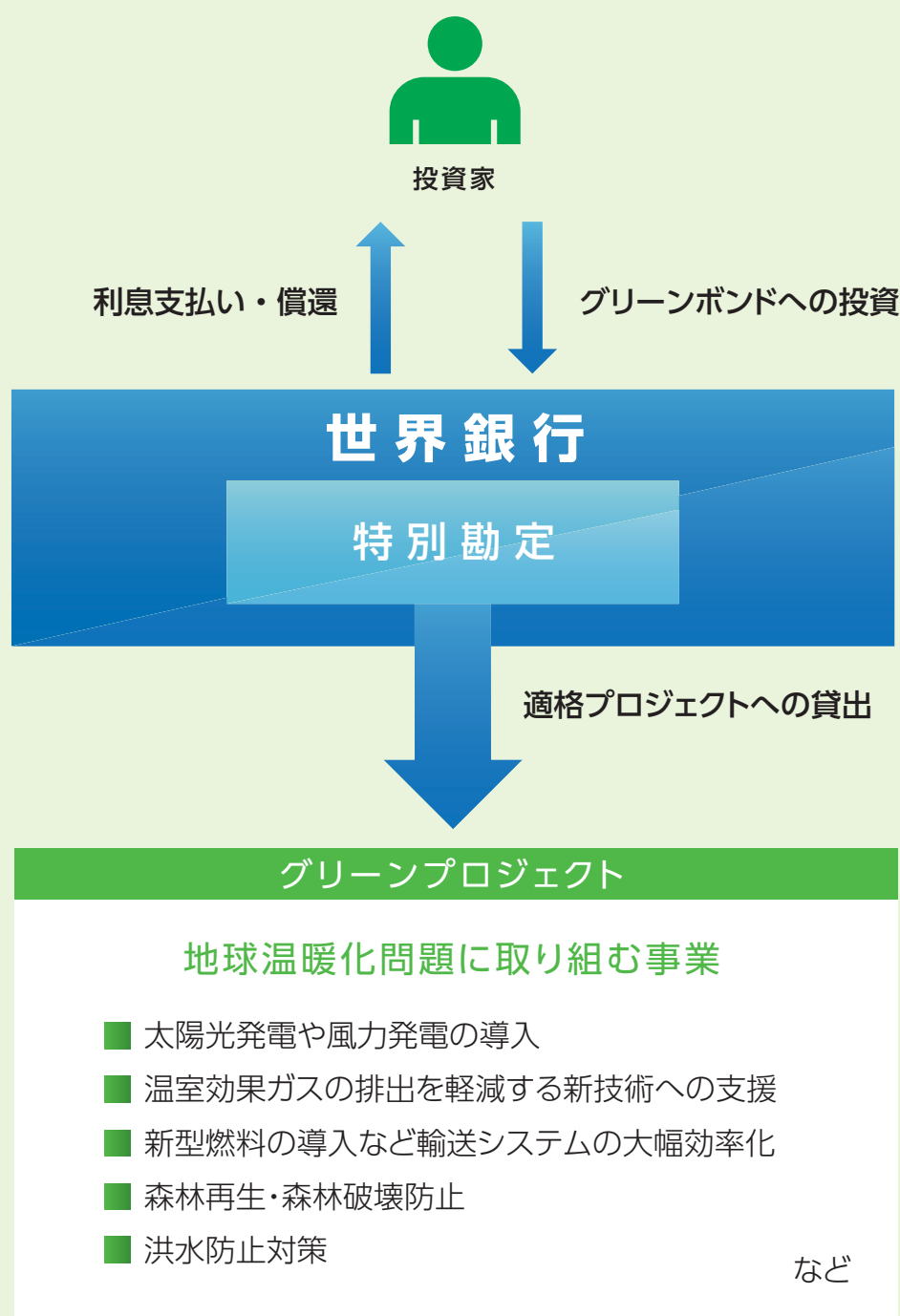


© Julio Pantoja / The World Bank



© Curt Carnemark / The World Bank

グリーンボンドのしくみ



本債券の元利金は、世界銀行の信用力のみに基づいて支払われるものであり、プロジェクトへの投融資の結果に直接の影響を受けるものではありません。